

添付法令資料 3 :

ミャンマー意匠法 (目次)
(2019 年連邦議会議法第 2 号)
ビルマ暦 1381 年ピャード一月黒分 4 日
(2019 年 1 月 30 日)

第 1 章	名称、効力発生及び定義 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	目的 (第 3 条)
第 3 章	中央委員会の設立及び職責 (第 4 条及び第 5 条)
第 4 章	エージェンシーの設立及び職責 (第 6 条ないし第 8 条)
第 5 章	局の職責 (第 9 条)
第 6 章	登録官及び審査官の任命及び職権に係る規定 (第 10 条ないし第 12 条)
第 7 章	保護が得られる意匠 (第 13 条ないし第 15 条)
第 8 章	保護が得られない意匠 (第 16 条)
第 9 章	意匠登録出願の権利を有する者 (第 17 条ないし第 19 条)
第 10 章	出願 (第 20 条ないし第 27 条)
第 11 章	審査、拒絶及び登録 (第 28 条ないし第 35 条)
第 12 章	公表の延期 (第 36 条ないし第 38 条)
第 13 章	優先権 (第 39 条ないし第 41 条)
第 14 章	期間及び期間延長 (第 42 条ないし第 44 条)
第 15 章	登録されている意匠権の権利 (第 45 条ないし第 50 条)
第 16 章	意匠権の譲渡 (第 51 条ないし第 53 条)
第 17 章	登録されている意匠権の許諾による実施許可 (第 54 条ないし第 58 条)
第 18 章	意匠登録の不適法声明及び取消し (第 59 条ないし第 62 条)
第 19 章	国際的な登録出願 (第 63 条)
第 20 章	不服申立て (第 64 条及び第 65 条)
第 21 章	知的財産権裁判所の設置 (第 66 条)
第 22 章	登記されている意匠権の権利侵害・違反に関する知的財産権裁判所の職権 (第 67 条ないし第 74 条)
第 23 章	罰則 (第 75 条)
第 24 章	雑則 (第 76 条ないし第 87 条)

※この法律は、大統領が通知において定める日から効力を生ずる。

※この法律の原文タイトルの直訳は、「工業デザイン (industrial design) 法」である。

※この法律により、**The Myanmar Patents and Designs (Emergency Provisions) Act, 1946** (ビルマ法典第10巻383ページ所収) は、失効する。

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所